

[件名] 鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置について（答申素案）に関する意見

[宛先] 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

[氏名] 認定 NPO 法人トラ・ゾウ保護基金／坂元雅行

[郵便番号・住所] 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-5-4 末広ビル 5 階

[電話番号] 03-3595-8089

[FAX 番号] 03-3595-8090

[意見]

#### 1 該当箇所

##### 4 頁 7 行目

平成 19 年には、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下、「鳥獣被害防止特措法」という。）が成立し、市町村が、被害防止計画を策定して被害対策を実施できることとなった。現在、1331 市町村が被害防止計画を策定し（平成 25 年 4 月）、対策が進展している。被害防止計画は、鳥獣保護法上の鳥獣保護事業計画や特定計画と整合を図ることとなっているが、実際の対策を進める上での都道府県と市町村の連携が十分でないとの指摘もある。

##### 5 頁 19 行目

今回の答申においては、個体群管理に焦点を当てていることから、被害防除及び生息環境管理の役割については、基本的な考え方を示すにとどめている。今後の推進に当たっては、必要に応じて詳細な検討をすべきである。

#### 2 意見内容

鳥獣による農林水産業に対する被害の防止を効果的に進めるためには、鳥獣保護法に基づく「鳥獣の管理」（個体群管理）と、それ以外の被害防止手段（被害防除事業）との連携が必要である。そこで、鳥獣保護法及び鳥獣被害防止特措法に以下の改正を加えるよう提言すべきである。

－鳥獣保護法に「鳥獣管理事業の実施」に関する新たな章を設ける。

－従来の「鳥獣の管理」に加えて、それ以外の被害防止手段（被害防除事業）を鳥獣保護法に明確に位置づける（明文で「地域鳥獣計画」（後述。現行法上の特定計画の名称を改めたもの。）の計画事項とする）。

－鳥獣保護法に市町村の役割を明確に位置づける。

－特措法を市町村による被害防除事業に関する鳥獣保護法の特別法と位置づけ、市町村被害防止計画を、地域鳥獣計画の下位計画とする。

#### 3 理由

現行法体系上、鳥獣保護法と特措法は、法律の目的（後者は鳥獣による農林水産業被害の防止のみ）、法の所管（前者は環境省、後者は農林水産省）、法に基づく事業の主要な実施主体（前者は都道府県、後者は市町村）、主要な事業（前者は捕獲、後者は被害防除事業）において明確な切り分けがなされてしまっている。そのため、それぞれの法律に基づく被害防止目的の事業が統合的・効率的に実施されているとは言えない。

#### 1 該当箇所

##### 4 頁 33 行目

従来の捕獲規制とその解除による鳥獣の「保護のための管理（保護管理）」という考え方から、積極的な「管理（マネジメント）」に転換していく必要がある。それに伴って、特定計画や鳥獣保護事業計画、鳥獣保護事業を実施するための基本的な指針の位置づけや名称、内容についても

変更の必要があるかどうかの検証を行うことが重要である。

本答申においては、ニホンジカやイノシシ等の個体数の著しい増加により生態系や農林業に深刻な被害を与えている鳥獣の積極的な管理（マネジメント）を指す場合には、「鳥獣管理」という用語を用いることとする。

## 2 意見内容 3 理由

・「鳥獣の管理」を、鳥獣による人間の生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害を防止するために、当該鳥獣の個体群を長期的に存続させつつ（ただし、当該鳥獣が外来生物の場合はこの限りでない。）、当該鳥獣の個体群管理、生息環境管理及び被害防除を総合的に実施することと定義すべきである。

・前述のとおり、新たな章として「鳥獣管理事業の実施」を設けることを提言すべきである。「鳥獣管理事業」は、「鳥獣の管理」を行なう事業である。

・特定鳥獣管理計画は、現行法上、鳥獣の保護（のみ）のための計画制度とされているが（第7条第1項）、鳥獣管理事業を実施するための計画制度と位置づける。また、その名称は「地域鳥獣管理計画」（以下「地域鳥獣計画」という。）と改める。

・2以上の特定鳥獣の管理の実施が共通する事項については、それらの特定鳥獣を対象とする単一の地域鳥獣計画を立てることができるものとする。具体的には、「シカ地域鳥獣計画（生息地管理及び被害防除についてはシカ・イノシシ共通計画）」といった計画の策定の仕方でもできるものとする。共通計画部分については、都道府県の検討会・連絡協議会等も当然共通となることが想定される。

## 1 該当箇所

### 5頁25行目

個体群管理に資する捕獲については、捕獲目的により、一般狩猟としての捕獲、農林業者等が自らの事業を円滑に実施するために行う自衛のための捕獲、生活環境や生態系等の公益を守るための捕獲の3つに大別できる。これらの捕獲はいずれも相互に関連し合い、また、全ての捕獲は個体群管理に貢献する。

## 2 意見内容

地域鳥獣計画に基づいて行う「鳥獣の管理」のための捕獲（個体数調整を目的とする捕獲及び個体群管理のための学術研究を目的とする捕獲を含む。以下「鳥獣管理捕獲」という）を、現行第3章の許可捕獲（法第9条）から切り離し、その許可に関する規定を新第4章に置く。

なお、策定者である都道府県の責任で地域鳥獣管理計画を確実に実施するため、鳥獣管理捕獲は、特措法改正第4条第3項が定める「許可権限委譲事項」の対象に新たに加えることがあってはならない。

## 3 理由

答申による捕獲の区分は、基準があいまいであるだけでなく、法律上の区分に落として制度化できるものでもないので、実践的な意義に乏しい。重要なことは「鳥獣の管理」のための捕獲をその他の捕獲と峻別し、科学的・計画的・効率的に行うことである。上記意見のように法律の許可捕獲制度の整理を行うことが必要である。

## 1 該当箇所

### 6頁4行目

都道府県は、鳥獣保護事業の実施者であり、特定計画の策定者であることから、個体群管理の目

標を設定し、各主体が実施する捕獲全体の調整を行うとともに、それぞれの捕獲情報に基づいて、目標達成のために必要な捕獲を主体的に実施することが適当である。

## 2 頁 37 行目

多くの都道府県において個体数を減少させるに至っておらず、これらの種による被害も低減していない。これは、目標設定の方法や目標達成の手段に課題があるためと考えられる。個体群管理に必要な調査が十分でなく、推定生息数が過小評価になっていて捕獲目標数が不足している例や、人的・予算的な面での制約が捕獲目標に影響している例もある。また、目標達成の手段としての捕獲については、狩猟者登録をして行う狩猟（以下、「一般狩猟」という。）や農林水産業被害対策として行う捕獲に期待する計画が多く、本来都道府県に求められている個体群管理に必要な調査や捕獲が十分に進んでいない場合もある。これまで以上に、計画策定者であり目標達成に責任を有する都道府県の実行力の発揮が求められる。

### 2 意見内容

都道府県知事は、地域鳥獣計画の実施等に当たる「鳥獣管理計画官」（以下「鳥獣計画官」という）を置くことができるものとする規定を設けるよう提言すべきである。

- ・鳥獣計画官は、都道府県職員であり、かつ省令で定める野生鳥獣の科学的管理に関する専門知識を有する者とする。

- ・鳥獣計画官は、以下の事項を含め、地域鳥獣計画の実施、管理、見直しにかかる業務を行なう。

- －個体群管理、生息環境管理及び被害防除の各事業の管理（捕獲許可運用の監視・指導・助言、各事業の実施状況の管理・指導・助言）

- －各事業の効果測定（個体群のモニタリングを含む）。

- －効果測定の結果を計画にフィードバックすることを主とする計画変更の補助

- －鳥獣管理従事機関（後述）の登録にかかる事務

- ・鳥獣計画官は鳥獣保護事業の担当と兼務できるものとする。

- ・鳥獣計画官を置いた都道府県に対しては、一定の財政措置を講ずるものとする。

### 3 理由

該当箇所2頁37行目では、「多くの都道府県において個体数を減少させるに至っておらず、これらの種による被害も低減していない。これは、目標設定の方法や目標達成の手段に課題があるためと考えられる」とし、「計画策定者であり目標達成に責任を有する都道府県の実行力の発揮が求められる」と答申しようとするのであるが、都道府県が上記課題を乗り越えるためのポイントがどこにあり、実行力の発揮が可能になるのかを提案すべきである。それこそが、意見で「鳥獣管理官」と呼称した専門職員の都道府県への配置である。

## 1 該当箇所

### 6頁9行目

国は、個体群管理について、都道府県の各々の取組だけでは対策の効果に限界があると考えられる場合、広域的な観点から必要な措置を取るものとする。特に、国土の相当部分において個体数の急激な増加が見込まれるニホンジカについては、国が都道府県に協力して地域別の個体数を推定し捕獲目標を示すなど、全国的な視点から管理目標や管理方針を設定し、各都道府県の取組状況の評価や必要な提言・指導等を行うことで、全国的に取組の水準を高めていくことが不可欠である。

### 9頁25行目

国は、広域に分布する鳥獣のうち必要な種及び地域について、分布や個体数等に関する調査を行

い、状況や取組に関する評価をした上で、結果を公表し、提言や指導を行うことで都道府県に対して取組を促したり、必要に応じて国自らが調整し、協力連携体制を構築することが重要である。この際、国と都道府県がそれぞれ実施する調査の役割分担を明確にするとともに、費用の分担についても検討が必要である。

さらに、(4)で示したような全国的に被害が深刻化しており、都道府県に管理のための捕獲事業を推奨する鳥獣については、国が全国的な視点から捕獲目標を設定するなど管理の基本的な指針を定め、全国的な取組を促すことが重要である。また、全国的に取組を行う必要性に鑑みれば、予算も含めて都道府県任せにするのではなく、国として予算の確保や配布を検討すべきである。

## 2 意見内容

特定鳥獣の管理について、国が主導して都道府県の区域を越えた広域対応を行なうための計画制度を新設するよう提言すべきである。

- ・国は、特定鳥獣が複数の都道府県の区域にまたがって生息し、かつその鳥獣について関係都道府県による統合的な保護又は管理の必要が特にあると認める場合は、関係都道府県の意見を聴いて、一つの又は複数の特定鳥獣に関する「特定鳥獣広域対応基本計画」(以下「広域対応基本計画」という。)を定めるものとする。

- ・関係都道府県は、国が広域対応基本計画を定めた場合には、同計画に基づく「広域対応地域鳥獣管理計画」(以下「広域対応地域鳥獣計画」という。)を立てなければならないものとする。

- ・国は、「広域対応基本計画」に基づき、当該特定鳥獣の個体群及び計画対象地域における生態系のモニタリング並びに関係都道府県の「広域対応地域鳥獣計画」実施の達成度評価を行なう。

- ・国は、「広域対応基本計画」の目標達成の見地から、関係都道府県に対し、「広域対応地域鳥獣計画」の策定及び実施に関して必要な指示をすることができるものとする。

- ・「広域対応地域鳥獣計画」を策定した都道府県に対しては、一定の財政措置を講ずるものとする。

## 3 理由

シカの個体群管理については、地域個体群や地域的な管理ユニットごとに実施する必要がある(ニホンジカの個体群動態や被害の出方は地域によって異なっている)。したがって、国が責任を果たすべき「広域的観点」のポイントは、「国土の相当部分において」被害が発生しているという大まかな事情ではなく、県境をまたがって分布する個体群に対して、いかに管理を実効化できるかという点にある。

国の広域対応における責任が、都道府県の区域を越えた計画の主体となる点にあることを明確にすべきである。

## 1 該当箇所

### 5 頁 19 行目

今回の答申においては、個体群管理に焦点を当てていることから、被害防除及び生息環境管理の役割については、基本的な考え方を示すにとどめている。今後の推進に当たっては、必要に応じて詳細な検討をすべきである。

### 6 頁 31 行目

鳥獣は一定の広がりを持って生息することから、生息環境管理は、都道府県が主導的に行う必要がある。ただし、この取組は、森林や河川の整備等の土地利用のあり方と密接に関係する課題であることから、鳥獣管理のみを目的として行うことは難しく、関係の行政機関や土地所有者等と調整を図りつつ、また、長期的な展望を持って取組を続けることが重要である。なお、生息環境管理は、個体群管理と連携・調整しながら進める必要があることにも留意する。

## 2 意見内容

今回の答申は、「生息環境管理の役割については、基本的な考え方を示すにとどめている」と言うが、少なくとも以下の点は提言すべきである。

すなわち、生息地管理の実施を確保するため、都道府県及び国に対し、農地及び林地の利用にかかわる法令において有する権限を、各法令の目的の範囲内で効果的に活用するよう求めるべきである。

生息地管理の手法の例：

鳥獣が住居地や農地に侵入しないよう、緩衝帯としての開放空地の造成、林地・河川敷等の整備、農作物の耕作配置の転換、公有林の複層林化等奥山における生息環境の改善

法令と計画・方針の例：

農業振興地域の整備に関する法律（農用地等の確保等に関する基本指針、農業振興地域整備基本方針等）、土地改良法（土地改良長期計画等）、森林法（全国森林計画等）、河川法（河川整備基本方針）

## 3 理由

答申案は、都道府県が生息環境管理の主体であるとしつつ、関係行政機関等との調整に長い目で努めるしかないという、やや突き放した態度をとっているように受け取れる。中環審は国の審議会なのであるから、むしろ都道府県が生息地管理の実を上げられるようにするために、国の行政機関に何を求めるのかを明確にすべきである。

## 1 該当箇所

7 頁 1 行目

効果的な捕獲体制の構築

## 2 意見内容

地域鳥獣計画に基づく鳥獣管理捕獲の効率的実施を確保するため、捕獲候補地（自衛隊演習場、国有林など）を管理する国の行政機関に対して、捕獲への協力を義務づける。

## 3 理由

上記区域における都道府県許可による捕獲実施に当たり、関係行政機関との調整が困難である場合があるとの指摘がある。

## 1 該当箇所

7 頁 10 頁目

一定の技能と安全管理体制を有する団体を、鳥獣の捕獲等に専門性を有する事業者として認定し、安全性を確保した上で業務の円滑な実施と効率的な捕獲を促進する制度を創設することが効果的である。

## 2 意見内容

鳥獣管理を行う事業者に関する制度の導入にあたっては、その制度内容をどのように設計するかが極めて重要である。この点、以下のような「鳥獣管理従事機関」制度が新設されるべきである。

・国は、その構成員に鳥獣管理捕獲等免許を有する者を含み、アクセスの困難な高山帯やレクリエーション客が多い国立公園にも対応できる高度な専門的捕獲技術を有し、関係法令の他、野生生物保全や動物愛護について十分な知識を有するなど、法令で定める一定の要件を満たす法人を、その申請に基づき、「鳥獣管理従事機関」として認定することができるものとする。

・国は、認定された鳥獣管理従事機関に対する監督措置として、報告徴収・立入検査、適合命令、

業務停止命令に加え、鳥獣法違反や関連法令の罰則違反により有罪判決を受けた場合等には認定を取り消すことができるものとする。

- ・都道府県に置かれた鳥獣計画官は、国の認定を受けた鳥獣管理従事機関を、その申請に基づき、地域鳥獣計画に基づく鳥獣管理に従事する機関として登録（以下「機関登録」という）することができるものとする。

- ・鳥獣計画官は、機関登録を受けた鳥獣管理従事機関に対する監督措置として、報告徴収・立入検査、適合命令、業務停止命令だけでなく、鳥獣法違反や関連法令の違反により有罪判決を受けた場合等には登録を取り消すことができるものとする。

- ・機関登録を受けた鳥獣管理従事機関が地域鳥獣計画に基づく鳥獣管理捕獲を行なう場合には、日出前又は日没後の銃使用等の規制緩和を行なう。

- ・機関登録を受けた鳥獣管理従事機関が、鳥獣管理捕獲とは別に商業目的等による一般狩猟を行なおうとする場合には、鳥獣計画官に対して鳥獣の種類、員数等一定の事項を事前に届け出なければならないものとする。

届出を受けた鳥獣計画官は、届出内容が鳥獣の保護又は管理に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該一般狩猟を禁止し、もしくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命じることができるものとする。

鳥獣管理従事機関は、一般狩猟の実施に当たり、当該都道府県があらかじめ定める手数料を納めなければならない。

### 3 理由

これまでの一般狩猟者依存から脱し、捕獲等の鳥獣管理に従事する専門性のある事業者による個体群管理を目指すことには賛成である。ただし、その業務遂行の適正等を確保するためには、国がその適格性について「認定」を行うことを第1段階、特定計画の策定主体である都道府県への「登録」を第2段階として当該都道府県下で鳥獣管理に従事できることとすべきである。この「登録」は前述の「鳥獣管理計画官」が行うものとし、事業者は、計画官による業務の適正確保（法令遵守）の監視、特定計画に要求される委託業務の遂行度評価を受けるものとするべきである。すなわち、鳥獣管理従事機関の活用は、鳥獣管理計画官が現に都道府県に置かれていることが前提となる。

#### 1 該当箇所

##### 7 頁 15 行目

認定事業者が鳥獣の生息状況等のモニタリングや計画策定・評価等にも関与するなど、地域の鳥獣管理の担い手となることも期待される。

##### 7 頁 20 行目

鳥獣管理の専門家の配置を促すなど地域の鳥獣管理の担い手として育成していく観点も重要である。

#### 2 意見内容

都道府県知事は、地域鳥獣計画の実施等に当たる「鳥獣管理計画官」（以下「鳥獣計画官」という）を置くことができるものとするべきである。

（詳細は前述のとおり。）

#### 3 理由

捕獲等を行う事業者が、鳥獣の生息状況等のモニタリングや計画策定・評価等に関与したり、鳥獣管理の専門家を内部に配置することが望ましいのは言うまでもない。しかし、それは、鳥獣管

理事業の適正・科学性・計画性を確保すべき行政機関、特に特定計画の策定主体である都道府県に、鳥獣管理の専門家が配置され、鳥獣の生息状況等のモニタリングや計画策定・評価の最終責任を果たせる前提での話である。末端の捕獲事務等に携わる事業者に専門家を配置することは、「司令塔」に専門家配置を代替するものではない。

#### 1 該当箇所

##### 7頁23頁目

事業者認定の制度化にあたっては、これまで捕獲従事者個人が対応してきた捕獲許可申請手続き、報告義務、わなの管理等に係る責任が軽減されるよう、事業者に一定の責務を課すとともに、違法行為に対する事業者への措置等についても検討する必要がある。

#### 2 意見内容

上記のとおり、認定事業者は法人であることを要件のひとつとするよう提言すべきである。また、違法行為に対する事業者への措置についても、上記のとおり具体的に提言すべきである。

#### 3 理由

認定事業者を法人に限ることで、人的物的な面での信頼性・安定性・継続性を確保でき、しかも答申のいう「個人の責任」軽減が制度的に保証される。

#### 1 該当箇所

##### 7頁28行目

なお、このような事業者認定の仕組みを創設することは、狩猟者団体の構成員を中心として行われてきたこれまでの捕獲体制を否定するものではないことを強調したい。（中略）既存の狩猟者団体が一定の要件を満たして事業者認定を受けることが期待される。

また、認定事業者が事業を実施する際に、従来その地域で活動してきた狩猟者がいる場合には、彼らの狩猟活動に配慮し、必要な協力を求めるなど、十分な連携や協調を求めていくことが効果的な捕獲のためにも重要である。

#### 2 意見内容 及び 3 理由

「認定事業者」が「既存の狩猟者団体」の看板の掛け替えになることは厳に避けられるべきである。また、「従来その地域で活動してきた狩猟者がいる場合には、彼らの狩猟活動に配慮」することを強調すると、個体群管理目的の捕獲の効率化が阻害されるおそれがある。既存の狩猟者団体の構成員による縄張り支配が科学的・効率的な捕獲の徹底を妨げてきた面があることが真摯に受け止められるべきである。

#### 1 該当箇所

##### 8頁5行目

狩猟免許の名称変更、一般狩猟のための免許と許可捕獲のための免許の区分、狩猟免許とは別の鳥獣保護管理を担う専門家を認定する仕組み等、「管理」のための捕獲等の担い手として鳥獣保護管理に携わる者に対する免許や資格のあり方等についても引き続き検討が必要である。

#### 2 意見内容

「鳥獣管理捕獲等免許」を従来の狩猟免許とは別途に制度化することの必要性が強調されるべきである。

- ・鳥獣管理捕獲は、新たな「鳥獣管理捕獲等免許」を受けた者のみが実施できるものとする。
- ・商業的な資源利用の目的で組織的に鳥獣を捕獲する者に対しても、「鳥獣管理捕獲等免許」制度

によって規制を行なう。

- ・費用負担（現在の狩猟税、狩猟免許手数料に該当するもの）は、事業として捕獲を行うという性格上、現行の狩猟税等よりも高額化する。ただし、都道府県職員が公務に従事する場合等もつばら鳥獣管理捕獲に従事するために免許を取得する場合の減免措置を定める。

- ・知識や技能については、個体群管理に関する項目が含まれ、かつ全般的により高度なものを要求する。

- ・「鳥獣管理捕獲等免許」導入に当たっては、地域鳥獣計画（現：特定計画）の実施に支障がないよう、「鳥獣管理捕獲等免許」を受けた者の確保に必要な相当の期間、現行の「特定鳥獣の数の調整の目的」でする捕獲（法第9条第1項）を許可できる旨の経過措置を置き、同期間中、一般狩猟者による同目的捕獲が行えるものとする。

なお、都道府県に「鳥獣管理計画官」を置くことができるものとするべきことは既に述べた。

### 3 理由

「一般狩猟のための免許と許可捕獲のための免許の区分」については賛成である。具体的には、現状の一般狩猟が（駆除を除けば）趣味として行われているという現実を踏まえ、それと個体群管理のための捕獲（及び将来的に現れるかも知れない商業目的の捕獲事業）との性格の違いを明確に意識して制度化すべきである。

「狩猟免許とは別の鳥獣保護管理を担う専門家を認定する仕組み」が何かは明確でないが、単なる技能認定では不足である。最終的に必要なのは、特定計画の主体である都道府県に専門的な管理官を置くことである（前述の「鳥獣管理計画官」）。

#### 1 該当箇所

#### 8頁13行目

さらに、事業地内に限り、時期を問わず囲いわな、箱わなを用いた捕獲許可を不要とするなど、捕獲に係る手続きの簡素化を行うことは、農林業者が自ら行う被害防止のための捕獲の推進に寄与する。（中略）このため、わなの利用実態や課題の把握を進めるとともに、わなの設置場所の限定や講習の義務付け、わな設置の事前届出等の違法わな対策等、地方自治体等による支援措置も含めた安全管理のための仕組みづくり等について、関係者との調整を図りつつ、引き続き検討が必要である。

#### 2 意見内容

鳥獣保護法の基本的な考え方は、特定計画制度による個体群管理を効果的に進めることで被害防止目的を達成しようとするものであり、その枠外の極端な規制緩和で法の目的を達しようとすることは法律の本旨に反する。また、個体群管理の効果的実施と特措法による被害防止計画の実施との連携が取れば、このような極端な規制緩和をする必要もない。

したがって、「引き続き検討」する必要はない。

#### 3 理由

鳥獣の保護への悪影響が大きい、危険な規制緩和である。

9月10日の小委員会では、多くの委員から次のような批判的意見が出された。それらはすべての確なものといえる。

- ・「地獄檻」という箱わなは、ニホンザルを群ごと捕獲するために考案されたもので、群ごと消滅させて個体群の存続に影響させたり、群の分裂を引き起こして被害を拡大するおそれもある。事業地内といえど、これを自由化することは極めて問題。

- ・箱わなには餌をしかけ、鳥獣を誘引して捕獲するもの。農地に自由に箱わなを設置させること

は、無差別に農村一帯で鳥獣への餌付け（誘因）を行なう結果になる。

- ・現状でも、合法わなと違法わなの区別が容易でなく、取締りに困難を来している。許可を不要とすれば、わなの管理は不可能となる。
- ・狩猟免許を持たない者に、しかも個々の捕獲許可もなしに（したがって行政はわな設置に当たっての条件をつけることもできない）わなを設置させることは、安全性確保の点で問題がある。
- ・捕獲許可を不要にして、事後の報告義務の遵守が期待できるのか、疑問。

以上に加えて、以下の点を指摘できる。

- ・農業の事業地、特に鳥獣害が深刻な中山間地では、鳥獣の山村への進入路である林縁、林縁に近い林内に大量の箱わながしかけられるだろう。さらに、事業地＝農地というイメージで語られているが、林業者による「自衛」も対象となるため、広大な山にもわなが設置されることになる。まさに管理が不可能であるし、クマなどの混獲の危険も高くなる。
- ・「止めさし」のことが考えられていない。わなにかかったシカ等は銃猟免許者に銃殺されたり、餓死させられたりするのが一般である。箱わな捕獲の自由化は、捕獲者にとっては死傷の危険を伴い、鳥獣にとってはいたずらに苦痛を伴う殺処分を蔓延させるおそれがある。

## 1 該当箇所

### 8頁38行目

具体的には、全国的に被害が甚大となることが予想される種であって、国が指定した種について、都道府県又は国の機関が個体群管理のための捕獲事業計画を策定して事業を実施する場合に、一定の条件下で当該事業における捕獲等に係る規制緩和を行うことが考えられる。緩和の内容としては、例えば、捕獲許可の手続きを不要とすること、捕獲個体の回収が容易ではなく周辺環境への影響が少ない場合等に捕獲個体の放置の禁止を緩和すること等が想定される。やむを得ず放置する場合についても、鉛弾を使用していないことを条件とし、捕獲個体に関する情報収集に努めることが必要である。

## 2 意見内容

捕獲許可の手続きを不要とすることには反対である。

捕獲個体の放置の禁止を「周辺環境への影響が少ない場合等」というような範囲不明確な条件下で認めることにも反対である。

## 3 理由

シカの保護管理について重要なことは、科学的計画的かつ効率的な捕獲を行なうことである。捕獲許可を不要にするというのは、手段を選ばず捕獲数を確保したいという趣旨と考えられるが、特定計画制度が拠って立つ科学的計画的な個体群管理という考え方とは相反し、鳥獣保護法上の制度内に矛盾をもたらす。

捕獲許可を不要にしたところで効率的な捕獲が進む保証もない。シカの捕獲数が伸びない主要な原因は、捕獲者の質と量にあるからである。

捕獲数の飛躍的な増加を想定した上での捕獲鳥獣放置禁止の緩和は、大量の死体放置がクマを誘引する危険の他、国民の保健・休養のための活動、倫理観へ影響を与え、また土地所有者との間でトラブルを引き起こすおそれがある。

施策は具体的である必要がある。シカの捕獲全般について規制緩和を行なって、漠然と捕獲の推進を促すことは不適切である。特別な対策が必要なのは、個体群管理の上で重点を置くべきだが都道府県をまたぐなどの事情でそれが難しい地域についてである。この問題については、広域対

応のための制度で対応すべきである（前述の「広域対応基本計画」「広域対応地域鳥獣計画」）。

### 1 該当箇所

#### 10頁14行目

科学的・計画的な鳥獣管理を効果的に推進するためには、都道府県等において、個体群管理を中心とした鳥獣管理の専門的知見を有する職員の配置が必要である。

こうした人材を育成するため、都道府県等の職員を対象とした研修プログラムの充実や、専門職員の活用による効果的な鳥獣保護管理の事例等の最新情報の定期的な提供を行うなど質の向上に努めるべきである。また、現在環境省が実施している人材登録事業の活用や拡充も視野に入れ、鳥獣管理の技術を認定する仕組みを構築することも重要である。

### 2 意見内容

「都道府県等において、個体群管理を中心とした鳥獣管理の専門的知見を有する職員の配置が必要である」との指摘に大いに賛成である。

その具体策として都道府県に「鳥獣管理計画官」を置くことができるものとすべきことについては既に述べた。

研究プログラムの充実や情報提供だけでなく、都道府県が現実にこのような専門職員のポストを設けやすくする法令上及び予算上の提案を行うべきである。

### 3 理由

既に述べたとおりである。

### 1 該当箇所

#### 10頁22行目

鳥獣保護法に基づく鳥獣保護員については、都道府県が行う捕獲事業への協力や、認定事業者への助言を行うなどの鳥獣管理への関与も期待されており、活動実態を調査した上で、その役割や求められる資質等について改めて整理し、十分に機能を発揮することができるよう見直しを行う必要がある。

### 2 意見内容

基本的に賛成である。さらに、次のように具体的な提言がされるべきである。

・鳥獣保護員を、「鳥獣保護・管理員」に変更し、又は鳥獣保護員に加えて「鳥獣管理員」を新たに設ける（この場合、鳥獣保護員については現行の制度どおり）。鳥獣保護・管理員は、鳥獣保護員が従来行ってきた「狩猟取締」、「農林業被害などに関わる鳥獣管理に対する助言」、「鳥獣保護区の管理」、「普及啓発」に加え、鳥獣管理員が行うべき事務すなわち地域のモニタリング・ポストとして鳥獣管理事業を補助する役割を担う。

・鳥獣保護・管理員及び鳥獣管理員は、都道府県の常勤職員又は非常勤職員であり、「鳥獣管理捕獲等免許」を有し、かつ省令で定める野生鳥獣の科学的管理に関する専門知識を有する者とする。

・鳥獣保護・管理員及び鳥獣管理員は、都道府県下の各市町村に最低1名配置するものとする。

・都道府県知事は、鳥獣保護・管理員及び鳥獣管理員は、公募により採用しなければならない。

・都道府県知事は、鳥獣保護・管理員及び鳥獣管理員の採用に当たって、鳥獣計画官が置かれている場合にはその意見を聴かなければならない。

・鳥獣保護・管理員及び鳥獣管理員は、鳥獣計画官（記述）が置かれている場合、鳥獣管理事業に関し（鳥獣計画官が鳥獣保護事業計画を所掌する場合は同事業に関しても）、その一般的・具体的な指示のもとに業務を行なう。

・鳥獣保護・管理員及び鳥獣管理員の任にある者は、鳥獣管理従事機関（前述）の業務として鳥獣管理捕獲に携わることができないものとする。

### 3 理由

鳥獣保護員は、従来の鳥獣保護事業を現場で補助するとともに、鳥獣管理においては個々の区域における都道府県中央に配置される鳥獣管理計画官の良き補助者ともなりうる。そのための役割の拡充、身分保障等の制度化が必要となる。

#### 1 該当箇所

10頁32行目

捕獲情報（鳥獣種、捕獲数（雌雄別）、捕獲場所、捕獲努力量等）をより効率的に収集するシステムの開発・運用や、生息状況調査の効率化、情報の簡便な分析方法の提供等についての方策を検討することが重要である。

#### 2 意見内容 3 理由

国は、都道府県に対し、その地域鳥獣計画実施の立案、実施及び検討のために必要な情報を提供するだけでなく、関係機関の協力を得て、都道府県が収集した情報の分析サービスを提供するよう努めるものとするよう提言すべきである。

#### 1 該当箇所

11頁15行目

近年、自然と人間との関係が希薄となる中、狩猟により鳥獣を捕獲し資源として持続的に利用することは、自然と人との関わり方の一つでもあり、肯定されるべきものである。一般狩猟による個体群管理機能を維持・拡大するためには、個体群管理機能という狩猟の社会的役割についての普及啓発を行うとともに、狩猟免許及び狩猟者登録に係る手続きの利便性の向上や経済的負担の軽減により狩猟者を確保する方策を検討する必要がある。（中略）また、特定鳥獣保護管理計画に基づく狩猟に関する規制緩和等の適切な運用を進めることが有効である。

#### 2 意見内容

「自然と人との関わり方の一つでもあり、肯定されるべきものである」というような普遍性のない価値観強要の疑いのある表現は避けられるべきである。

また、一般狩猟をことさらに振興することには反対である。

#### 3 理由

9月10日小委員会においてある委員が指摘したとおり、欧米ですらスポーツ・ハンティングは衰退しつつあり、特に日本ではどのような努力をしても狩猟は確実に急速に衰退していく状況にある。そのような状況下で、鳥獣被害防止のための捕獲の責任を誰が負うのかという課題について明確に舵を切る時期にきている。専門性のある管理事業者の認定制度や農林業者による捕獲の自由化など、答申案の考え方は、あらゆるメニューを並べて成果を期待するよう見えるが、それでは制度構築の方向に矛盾をもたらし、リソースを無駄にするだけである。時流を見極めて一般狩猟と決別し、専門性に裏打ちされた個体群管理による科学的計画的かつ効率的な捕獲の制度化に集中して法整備の方向性を統一し、努力とリソースをそこに集中すべきである。

#### 1 該当箇所

11頁32行目

対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明するとともに、捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として

活用するよう努めることにより、命をいただくことで得られる安寧な生活環境や豊かな自然環境に対する感謝の気持ちをはぐくむことが重要である。

## 2 意見内容 3 理由

「命をいただく」とか「感謝の気持ち」といった耳障りの良い精神主義的な表現で国民の意識を誘導するかのような表現は避けられるべきである。

なすべきことは、現在の生態系と農林業の現状、人間活動が野生動物の生息環境をゆがめたことがために今日の事態が生じていること、その中で人間社会の便益を図るためにさらなる強度の個体群管理を行わざるを得ないこと、現在の過渡期を経て軽度の管理を継続するだけで野生動物と共存できる社会が目指されるべきであることを客観的、冷静に説明することである。

## 1 該当箇所

### 12頁8行目

このような状況の中で、人は鳥獣とどのような関係を作っていくべきか。将来的な課題として検討を深めるべきである。この問題の背景には、産業構造の変化、都市部への人口集中等に伴う里地里山地域の無居住地化などがある。人が日本の国土の中で自然とどのような関係を築くか、自然環境はどのような状態が望ましいかなどについて広範な議論が必要であり、生物多様性国家戦略に掲げる自然共生社会の実現のためにも重要である。

## 2 意見内容 3 理由

国家戦略は「自然共生社会における国土のグランドデザイン」を「100年計画」として構想しているが、その冒頭で「自然の恵みと脅威を認識した上で一方的な自然資源の収奪、自然の破壊といった自然に対する関わり方を大きく転換し、生物多様性の保全上重要と認められる地域を保全するとともに、人間の側から自然に対して貢献をしていくことにより、人口が増加を続けた過去100年の間に破壊してきた国土の生態系を、人口が減少に向かう次なる100年をかけて回復する」と述べられている。

答申においては、「自然環境はどのような状態が望ましいかなどについて広範な議論が必要であり、生物多様性国家戦略に掲げる自然共生社会の実現のためにも重要である」として議論を止めてしまうのではなく、上記の国家戦略を引用した上で、「人と鳥獣の関係」を基本的に規定する土地利用のあり方について、生物多様性保全関連の法制度のみならず、農林水産業の振興を含む土地利用および社会資本整備関係の法制度全体の見直しが不可欠となることを指摘すべきである。そのプロセスには相応の時間を要するであろうが、見直し完了の目標年次は、2020～2030年に設定するのが適切と考えられる。

また、現行の法制度上、少なくとも国レベルでは生物多様性保全の施策を所管する機関がそのための土地管理の権限を確保することとなっていない。この保全施策担当者と土地管理者との一致をはかろうとすれば、国の行政機関の組織と所掌事務を大きく見直す必要がある。この点も、上記目標年次（2020～2030年）の間に検討すべきことを提言すべきである。

なお、人と鳥獣との関係を規定する最大の要因は、土地利用において生息地保全との調整をどうはかるかという法的・社会的制度のあり方である。それを補完するのが野生鳥獣の個体の取り扱いに関する規制であり、その本質的な意義に関する教育と周知徹底ということになる。

野生鳥獣が日常の「暮らしと遠い存在」になったのでその飼育を推進してはどうかという意見も小委員会で見られたが、単なる感傷に過ぎない。「100年計画」にいう国土の生態系回復を着実に進めていくことの意味は、将来に向けてダウンサイジングする経済活動に合わせて野生鳥獣がその野生の生息地で本来の生息状況を取り戻させることにある。それを社会的な合意を得ながら実

現するプロセスの主たる舞台となるのは、上記のとおり、国民の意識の変化を反映しつつ変革されるべき土地利用に関する法的・社会的制度である。

#### 1 該当箇所

##### 12頁31行目

狩猟制度は古くは明治時代より運用されており、様々な改正を経て現在の形になっている。時代の変化に即して適切な制度となるよう、随時必要な見直しを行う必要がある。

#### 2 意見内容

- ・ 現行の「狩猟免許」は「一般狩猟許可」と名称を改めるべきである。
- ・ ただし、免許の要件、その他一般狩猟に対する規制の内容は、基本的に現行制度を変更しない。
- ・ 地域鳥獣計画の下に行なう鳥獣管理捕獲や商業的な資源利用の目的で組織的に行う捕獲は「一般狩猟免許」を受けただけでは行なうことができず、鳥獣管理捕獲等免許を受ける必要がある。
- ・ なお、第3章に定める有害捕獲等（現行第9条）は、従来どおり行えるものとする。

#### 3 理由

前述のとおり、鳥獣管理のための捕獲と、実質が趣味の捕獲である一般狩猟とは峻別すべきである。

#### 1 該当箇所

##### 13頁7行目

平成14年に、他の法令により適切な保護管理がなされているものを除き、海棲哺乳類も鳥獣保護法の適用を受けることが明示された。現在は、ジュゴンやアザラシ類など7種の海棲哺乳類が鳥獣保護法の適用を受けている。今回の答申をまとめるに当たっては、主として陸上の鳥獣管理について議論を行ったが、近年、アザラシ類等の海棲哺乳類による水産業被害も深刻化しており、鳥獣保護法における海棲哺乳類対策については今後の課題として議論を行うべきである。

#### 2 意見内容 3 理由

海生哺乳類については特別の検討を要する。現行法上、アシカ科、アザラシ科及びジュゴン科に属する7種は、本法に基づいて環境省が、それ以外の海生哺乳類（クジラ目、トド、キタオットセイ及びラッコ）は、他の法令により捕獲等について適切な保護管理がされているとして本法の適用除外とされている。しかし、鳥獣保護法が適用される種が環境省の単管で十分な保護および管理をなしえているのか、他の法令すなわち漁業法、水産資源保護法及び猟虎膾肭臍獵獲取締法がクジラ目等に対して適切な保護および管理を徹底できているのかについては、検証が必要である。その検証を行なった上で、海生哺乳類すべてを対象にその保護及び管理を目的とした新たな立法も視野に入れるべきことを提言すべきである。そのための目標年次は2020年とすることが適切と考えられる。